

【教材見本】

財務諸表論

短答式チャレンジ問題

ホームページ用に第3章「概念フレームワーク(後半)」を抜粋。

<本教材見本に含まれるもの>

第1節～第4節の短答式チャレンジ問題（P2～P12）

(注) 消去した罫線が陰に残って見えますが、製本した教材では完全に消えて見えなくなります。

《第3章の短答式アレンジ問題》

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説																
1	株式売買取引については約定時点で会計上、発生が認識されるが、その論拠は何か？		<p><金融資産の発生の認識></p> <p>解答</p> <p>有価証券のような金融資産は、<u>契約と同時にリスクとリターンが相手に移転する、つまり経済的資源の支配が買手に生ずるので、約定基準で発生や消滅の認識を行う。</u></p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融資産と事業資産では、発生・消滅の認識時点が異なる。 金融資産は約定基準、事業資産は受渡基準で発生・消滅を認識する。 																
2	固定資産間の交換取引に関する会計処理には、交換により譲渡した資産の帳簿価額を交換により取得した資産の取得価額とする見解とがある。無償で取得した資産についての企業会計原則上の取り扱い、この見解と整合するか否か？理由は何か？		<p><贈与資産の取得原価></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> 整合しない。 本問の見解は譲渡資産の簿価をもって取得資産の取得原価とするという考え(＝<u>投資の継続</u>)だが、これを贈与に当てはめると、<u>譲渡資産の簿価がゼロである以上、取得資産の取得原価もゼロとなり、無償資産はその資産の時価で測定するという企業会計原則の処理と矛盾することになるから。</u> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 贈与資産を時価評価し、受贈益を計上する処理と整合するのは、<u>投資の清算・再投資</u>である。 例：譲渡資産簿価ゼロ 譲渡資産時価 100 取得資産簿価？ 取得資産時価 100 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(借) 現金</td> <td>100</td> <td>(貸) 譲渡資産</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>売却益</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>(借) 取得資産</td> <td>100</td> <td>(貸) 現金</td> <td>100</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓ (2つの仕訳を合算)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>(借) 取得資産</td> <td>100</td> <td>(貸) 売却益</td> <td>100</td> </tr> </table>	(借) 現金	100	(貸) 譲渡資産	0			売却益	100	(借) 取得資産	100	(貸) 現金	100	(借) 取得資産	100	(貸) 売却益	100
(借) 現金	100	(貸) 譲渡資産	0																
		売却益	100																
(借) 取得資産	100	(貸) 現金	100																
(借) 取得資産	100	(貸) 売却益	100																

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説
3	支出の効果が期待できなくなった繰延資産は、その未償却残高を一時に償却しなければならない。その論拠は？		<p><資産性がなくなった繰延資産の処理></p> <p>解答</p> <p>支出の効果が期待できなくなった繰延資産は、<u>資産の定義の「経済的資源」を喪失したので、資産性が消滅した</u>と考えられる。したがって、その未償却残高を一時に償却しなければならないのである。</p> <p>解説</p> <p>このような減損処理の論拠として、上位のレベルは先のように<u>資産性の喪失</u>だが、下位のレベルは、<u>投下した資本のうち回収可能な金額だけを繰り越し、回収不能な金額を将来に繰り延べない</u>という「<u>取得原価基準</u>」の考えがある。</p>
4	ある商品（取得原価 220 千円）を 6 か月後に 300 千円で売り渡す契約をした。また、この契約は確実に履行されると判断される。そこで、契約時に営業収益 300 千円を計上するとともに、売上原価を 220 千円計上した。この処理は実現基準（投資のリスクからの解放）の適用と考えられるのか？その理由は？		<p><実現基準の適用（商品の販売）></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現基準の適用ではない。 ・商品は、<u>双方履行、つまり商品の引き渡しと対価の取得があったときに実現する</u>（投資のリスクから解放する）から。 <p>解説</p> <p><u>金融資産の場合、約定だけで支配が移転するが、事業資産の場合、約定だけでは支配が移転することもなく、また投資のリスクから解放するわけでもない。</u></p>
5	遠隔地にある取引先に注文していた商品 600 千円（代金は掛け）につき、貨物代表証券を受け取っていたが、その貨物代表証券を 880 千円（代金は掛け）で売り渡した。そこで、売渡時に営業収益を 880 千円計上するとともに、売上原価を 600 千円計上した。この処理は実現基準（投資のリスクからの解放）の適用と考えられるのか？その理由は？		<p><実現基準の適用（貨物代表証券）></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現基準の適用。 ・<u>貨物代表証券を掛け売りしている</u>ので、<u>双方履行、つまり商品の引き渡しと対価の取得という実現基準の要件を満たしている</u>、つまり<u>投資のリスクから解放している</u>。 <p>解説</p> <p>商品自体を引き渡していなくても、<u>商品を受け取る権利である貨物代表証券を引き渡している以上、商品自体の引き渡しと同様に考えられる。</u></p>

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説
6	<p>当期に、商品（原価 850 千円）を、1,500 千円（代金は掛け）で売り渡した。売掛金については、2.0% の貸倒れが見積もられている。そこで、営業収益を 1,500 千円計上するとともに、売上原価を 850 千円計上した。この処理は実現基準（投資のリスクからの解放）の適用と考えられるのか？その理由は？</p>		<p><実現基準の適用（貸倒の可能性ありの場合）></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実現基準の適用。 ・ 貸し倒れは販売取引から生ずるのでなく代金回収取引から生ずるものなので、<u>貸し倒れの可能性は販売取引の成立に影響がない（収益の実現に関係がない）</u>のである。 ・ つまり、商品の販売のような双方履行では、制度上、二取引を採用している。 ・ ただし、概フレや海外の収益認識では、一取引を採り、信用リスクが高い場合には収益認識を現金回収まで行わないという考えが支持されている。
7	<p>前期に取得したその他有価証券を当期に売却した場合、当期中の時価の変動による損益を反映させるという期間損益計算の適正化の観点から、売却価額と前期末の時価との差額が売却損益として当期の損益に参入されるという処理は適正でない。正しい処理は？その根拠は？</p>		<p><リサイクリング></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原始取得原価と売却価額の差を当期の損益に参入する処理が適正。</u> ・ <u>前期の未実現利益を繰り延べて、当期の売却により実現した時に純利益に含めるという「リサイクリング」のためには、「洗い替え法」で処理すべきである。</u> <p>解説</p> <p>参考までに、<u>リサイクリングが必要ない売買目的有価証券では、洗い替え法と切り放し法のいずれでも純利益に与える影響は同じである。</u></p>
8	<p>投資のリスクからの解放という観点からは、本来であれば個別財務諸表においても関連会社について持分法が適用されるべきか？理由は？</p>		<p><持分法></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持分法は適用すべきでない。 ・ 持分法は、投資企業と被投資企業に事業の一体性が見出せる場合に適用できるものだが、そのような事業の一体性は連結上でのみ見出せるのであって、個別上に見出すことはできないから。 <p>解説</p> <p><u>わが国では投資のリスクからの解放という観点を収益認識の十分条件とするため、持分法は連結財務諸表だけで適用されるものであり、個別財務諸表には適用できない。</u></p>

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説
9	<p>将来の特定の費用又は損失で、その発生が当期以前の事象に起因し、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、その発生の可能性が低くても、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰り入れることはできない。その理由を負債性から述べよ。</p>		<p><負債の認識要件></p> <p>解答</p> <p>将来の特定の費用又は損失だが、発生の可能性が低い場合、負債の認識要件である一定程度の発生可能性がないため、<u>負債の認識はできない</u>。</p> <p>解説</p> <p>本問のような問題では、<u>企業会計原則注解18の引当金の要件の問題として問われることもあるが、負債の認識要件の問題として問われる可能性もある</u>。どちらでも答えられるようにすべきである。</p>

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説
10	<p>次のA～Gは、資産の測定属性の例示である。現行制度を前提とした場合、ア～オの記述の①～⑩には、A～Fのいずれが入るのか？</p> <p>A. 購買市場と売却市場とが区別される場合に、購買市場で成立している価格。</p> <p>B. 購買市場と売却市場とが区別される場合に、売却市場で成立している価格から見積り販売経費を控除した金額。</p> <p>C. 購買市場と売却市場とが区別されない場合に、市場で成立している価格。</p> <p>D. 資産取得の際に支払われた現金もしくは現金同等物の金額、または取得のために犠牲にされた財やサービスの公正な金額。</p> <p>E. 被投資企業の純資産のうち、投資企業の持分に対応する金額。</p> <p>F. 資産の利用から得られる将来キャッシュ・フローを測定時点で見積り、その期待キャッシュ・フローをその時点の割引率で割り引いた値。</p> <p>G. 資産の利用から得られる将来キャッシュ・フローを測定時点で見積り、その期待キャッシュ・フローを資産の取得時点における割引率で割り引いた値。</p> <p>ア. 関連会社の貸借対照表価額として、個別財務諸表では（ ① ）、連結財務諸表では（ ② ）が適用される。</p> <p>イ. 固定資産の未償却残高は（ ③ ）の方法の範疇に含まれると解される。ただし、固定資産が減損の対象となった場合、減損後の帳簿価額は（ ④ ）の値と（ ⑤ ）の値の大きい方である。</p> <p>ウ. 貸付金が分割返済でなく一括返済されるもので、利息は債権額の一定割合（固定利付）であると契約で決まっている場合、契約通りに入金が見込まれるならば、当該貸付金に（ ⑥ ）を適用して求めた値は、債権額に一致する。</p> <p>エ. 棚卸資産の貸借対照表価額は（ ⑦ ）の値と（ ⑧ ）の値の小さい方である。ただし、一定の条件を満たす場合、（ ⑧ ）の値の代わりに（ ⑨ ）の値を適用することが認められる。</p> <p>オ. 売買目的有価証券の貸借対照表価額は（ ⑩ ）の値である。</p>		<p><資産の測定></p> <p>解答</p> <p>ア：①＝D（取得原価） ②＝E（持分法）</p> <p>イ：③＝D（取得原価） ④＝B（正味売却価額） ⑤＝F（利用価値）</p> <p>ウ：⑥＝G（割引価値）</p> <p>エ：⑦＝D（取得原価） ⑧＝B（正味売却価額） ⑨＝A（再調達原価）</p> <p>オ：⑩＝C（市場価格）</p> <p>解説</p> <p>ア：関連会社株式は、個別ではD（取得原価）、連結ではE（持分法）で評価する。</p> <p>ウ：貸付金の元利金を約定利率で割り引いたG（割引価値）は債権額（元本額）と一致する。</p> <p>オ：売買目的有価証券で使用する時価は、<u>購買市場と売却市場が区別されない場合</u>、つまり<u>単一市場</u>のC（市場価格）である。</p>

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説
11	<p>自社が発行した社債を将来の償還額ではなく、決算日の市場価格によって貸借対照表に計上し、その変動額を各期の損益として認識する方法が考えられる。この考え方によると、自社の倒産可能性が高まることで社債の市場価格が前期末よりも下落した場合、簿価（償却原価）と時価の差額が負債の評価益として計上され、純利益が増加（純損失が減少）することになるが、この評価益の本質は何か？また、その根拠は？</p>		<p><発行社債の時価と償却原価の差額></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一種の債務免除益 ・社債を発行した後の信用リスクを反映しない償却原価よりも、信用リスクを反映した時価の方が小さい場合、その差額である利益は、債務の返済を一部免れることから得られる利益を意味すると考えられる。 <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価は、社債発行後の発行体の信用リスクを考慮した市場の平均的期待価値であり、その金額は「返済可能な金額」を表す。 ・償却原価は、社債発行後の発行体の信用リスクを考慮していない報告主体の主観的価値であり、その金額は「返済しなければならない金額」を表す。
12	<p>認識基準としての実現は多義的に用いられているが、討議資料「財務会計の概念フレーム」に従って、最も狭い意味に解した場合、予約金受取額は、現金同等物の受け取りがあるが、その全額を当期の収益として計上することはできない。正しい処理は？その論拠は？</p>		<p><狭義の実現基準></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期の収益に計上するのではなく、前受金として計上しなければならない。 ・狭義の実現は販売基準として適用されるもので、双方履行があったときに収益を認識する基準である以上、予約金受取額は収益として実現していないから。 <p>解説</p> <p>予約販売では、手付金受領時でなく、商品の引渡しにより販売取引が成立し、そのときに収益が実現する。</p>

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説
13	<p>資産を「将来経済便益」、つまり「将来においてキャッシュ・フローを生み出す潜在力」と定義したとき、キャッシュ・フローを生み出す可能性が十分である場合、自己創設のれんがこの定義を満たすとする考え方は、概念フレームワークの資産概念と同じなのか？</p>		<p><海外とわが国の資産概念></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産を「将来経済便益」、つまり「将来においてキャッシュ・フローを生み出す潜在力」と定義したとき、キャッシュ・フローを生み出す可能性が十分である場合、自己創設のれんがこの定義を満たすことになる。 ・このような資産概念は、<u>概念フレームワークと同じと考えられる。</u> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産を「<u>将来の経済的便益</u>」とみる考えは<u>海外の資産概念</u>だが、この資産概念は、資産を「<u>経済的資源</u>」とみる<u>わが国の資産概念と同じと考えられる。</u> ・本問の趣旨はこの点にある。
14	<p>資産を「将来経済便益」、つまり「将来においてキャッシュ・フローを生み出す潜在力」と定義したとき、資産の測定において特定の測定属性に結ぶつわけではないとする見解があり、わが国はこの見解を採用している。しかし、資産を同様に定義した場合でも、特定の測定属性と結び付く見解もある。この見解を説明せよ。</p>		<p><資産の測定></p> <p>解答</p> <p>資産を「将来経済便益」、つまり「将来においてキャッシュ・フローを生み出す潜在力」と定義したとき、<u>資産の測定は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値で測定すべきという見解もある。</u></p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産を「将来経済便益」と定義しても、それと整合する資産測定には、第1説：<u>保有目的別評価法</u>と、第2説：<u>全面割引価値評価法</u>がある。 ・第2説では、自己創設のれんが貸借対照表に計上されることになる。
15	<p>資産を「債務返済手段」と定義する見解に基づけば、負債は「法的債務」と定義される。企業会計原則では認められているが、このような見解に基づく計上が認められない引当金を一つ挙げよ。</p>		<p><負債></p> <p>解答</p> <p><u>修繕引当金。</u></p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他に、<u>特別修繕引当金</u>がある。 ・損害補償損失引当金の一部もこれに該当する。なぜなら、<u>損害賠償が契約に基づいて発生する損害補償損失引当金は法的債務性があるが、それ以外の損害補償損失引当金は法的債務性がないからである。</u>

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説
16	<p>資産を「将来の収益に対応する費用」と定義したとき、成果たる収益を生み出す努力としての費用は、取得原価を基礎とした金額だけでなく再調達原価（取替原価）を基礎とした金額により測定することも可能かどうか？その理由は？</p>		<p><再調達原価></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能である。 ・資産を「将来の収益に対応する費用」と定義する見解によると、「<u>支出・未費用</u>」である費用性資産は、<u>成果たる収益を生み出す努力としての費用に当たる</u>ことにある。 ・したがって、この見解によると、<u>取得原価だけでなく再調達原価も「支出・未費用」に該当することになる。</u> <p>解説</p> <p>資産を「将来の収益に対応する費用」と定義する見解は、<u>費用と収益の対応を重視する伝統的会計基準の企業会計原則の考えに近い</u>と考えられる。</p>
17	<p>取得原価は将来に回収されるべき投資額を示すから、その資産の再取得に必要な価額も取得原価を表すという考えは、概念フレームワークと異なるといわれる。その理由を、投資の形態と測定属性の観点から述べよ。</p>		<p><取得原価と再調達原価の違い></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得原価は、<u>原始取得原価、未償却原価及び正味売却価額のいずれにおいても、「投資の継続」が妥当し、その測定属性は「過去の金額たる取得原価」</u>である。 ・再調達原価は、「<u>投資の清算・再投資</u>」が妥当し、その測定属性は「<u>現在の金額たる時価</u>」である。 <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>伝統的会計基準の企業会原則</u>では、<u>取得原価には正味売却価額は含まれないが、概念フレームワークや最新基準では、取得原価に正味売却価額が含まれること</u>になる。 ・上記の後者の見解は、<u>収益性が低下した場合に、投下した資本のうち回収可能な金額を繰り越し、回収不能な金額を将来に繰り延べないために、正味売却価額により棚卸資産を評価することが、取得原価基準の適用である、</u>という考えに代表される。 ・本問は、特に論文式試験における最重要論点である。

	短答式アレンジ問題	<input checked="" type="checkbox"/>	解答・解説
18	有形固定資産の交換により譲渡資産と同一種類・同一用途の資産を取得した場合、その取得した資産の取得原価は譲渡資産の適正な簿価とする。この論拠を投資の形態の観点から述べよ。		<p><投資の継続></p> <p>解答</p> <p>同種資産の交換は、「投資の継続」が妥当するため譲渡した資産の簿価により取得した資産の取得原価を測定する。</p> <p>解説</p> <p>投資の継続は同種資産の交換、投資の清算・再投資は異種資産の交換の場合に妥当すると考えられる。</p>
19	取得原価による資産の評価は、未実現損益を排除する思考と適合しているかどうか？その理由は？		<p><取得原価></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得原価による資産の評価は、未実現損益を排除する思考と適合している。 取得原価は投資の継続が妥当するが、投資の継続が妥当する場合、同種固定資産の交換に代表されるように、未実現損益は認識されない。 <p>解説</p> <p>未実現利益は自己創設のれんなので、本問は、自己創設のれんの計上が認められないという問題として理解することもできる。</p>
20	財務会計の情報提供機能を追求すれば、理論的には、情報利用者ごとに異なる内容の会計数値に基づく財務諸表が作成されるべきなのか？		<p><財務報告の目的に応じた多様な財務諸表の作成></p> <p>解答</p> <p>情報の利用者には様々の人がいるため（例：現在株主、将来株主、債権者など）、理論的には利用者ごとに異なる情報を提供すべきである。</p> <p>解説</p> <p>ただし、現実には財務報告の目的に応じた多様な財務諸表の作成は困難なので、制度上は単一の情報を提供するしかない。</p>

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説
21	証券市場において、証券の発行企業と投資者の間に情報の非対称性が存在する。投資者への情報提供が不十分である場合には、証券市場が機能しなくなる可能性がある。このような非対称性を緩和するためには、どのようなことが必要なのか？		<p><情報の非対称性></p> <p>解答</p> <p>経営者と投資者との間にある情報の非対称性を緩和するためには、経営者が投資者に私的情報を十分に提供する必要がある。</p> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本問は、第3章というより第2章の問題である。 ・情報の非対称性の緩和のために、直ちに会計基準が必要とされるわけではない。
22	財務会計の情報提供機能の観点からは、情報の受け手は、株式や社債を現に保有している者であることは異論がない。問題は、将来保有する可能性のある者も含むかどうかであるが、①含むという見解と、②含まないという見解をそれぞれ述べよ。ただし、わが国の概念フレームワークによること。		<p><情報の受け手></p> <p>解答</p> <p>①・<u>概念フレームワークでは、投資者には現在の投資者だけでなく、将来の潜在的投資者も含むと</u>している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、制度上、純資産の中には株主資本以外の項目（例：評価・換算差額等や新株予約権）もあり、<u>それらは将来の投資者に対して意味がある情報である。</u> ・したがって制度上は、将来の投資者に対しても情報提供をしていることを考えることができる。 <p>②・<u>概念フレームワークでは、現在の投資者に対して情報を提供する事を重視している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・だからこそ純資産のうち株主資本を重視している。 <p>解説</p> <p>短答式試験では、①の「<u>将来の投資者も情報の受け手に含まれる。</u>」という方を正解としている。通説の見解は、①と考えられる。</p>

	短答式アレンジ問題	☑	解答・解説
23	<p>会計基準が遵守されることで、ディスクロージャー制度の当事者はそれぞれ便益を享受することになる。では、投資者と経営者はいかなる便益を得ることになるのか？</p>		<p><会計基準がもたらす便益></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資者：一般に、投資者は信頼できる情報を低いコストで入手できるという便益を得る。 ・ 経営者：(投資者が信頼できる情報を低いコストで入手できることにより)投資者の要求するコストが下がるとともに、企業価値が高まるという便益を経営者が得ることになる。 <p>解説</p> <p>類似問題多数あり。</p>
24	<p>情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を促進するのがディスクロージャー制度の存在意義であり、その手段の一つが会計基準である。では、会計基準が厳格に適用されれば、投資者からの情報要求はすべて満たされるのか？</p>		<p><会計基準の限界></p> <p>解答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤りである。 ・ なぜなら、<u>会計基準を厳格に適用したとしても会計基準が投資者からの情報要求をすべて満たすとは限らないからである。</u> <p>解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>会計情報は技術的な制約や環境制約の下で作成されるもの</u>なので、会計基準を厳格適用したからといって、会計情報だけで投資者からの要求のすべてに応えることはできないのである。 ・ 会計情報の技術的制約としては、例えば、従業員の優秀さのような定性的情報が考えられる。また、会計情報の環境制約としては、例えば、インフレーションやデフレーションにおける金銭債権債務から生ずる購買力損益に関する情報が考えられる。